

第十九條 各選挙区はその選出した中央委員を解任する事を得

但し解任及その補欠選挙一切は次回の大會に於て承認を得る事を得

第二十條 中央委員会は五年三回定期に開催す

但し中央常任委員会が必要と認めたる場合又は中央委員三分の一以上の請求がある時は開催するものとす

三 中央常任委員会

第二十一條 中央委員會は互選し得、若干名の常任委員を設け

中央委員長を以て委員長とす、中央常任委員會を但該せしむ

中央常任委員會は中央委員會の決議執行の責を負ひ中央委員會に於て中央委員たるものとす

第二十二條 中央委員會は下に其の部門を置きて中央常任委員

員を各部長に任す、但し必要に應じ中央常任委員は別に二部門の部長を兼任する事を得

但 鐵 部、 軍 議 部、 政 治 部、 國 際 部、

教 育 生 活 部、 内 務 部、 共 産 部、 賦 税 部、

各 部 の 部 長 の 職 任 は 中 央 委 員 會 に 於 て 選 任 するものとす

第四章 役員

第二十三條 本會に於て役員を置く

一、中央委員長

第二十四條 中央委員長は其の第十八條 第三項に規定する

所に於て中會を代表して一般會務を統理し其責に

任するものとす

第二十五條 部長は其の各章に規定する如く之の令條